

大阪府立大学工業高等専門学校有期職務限定職員就業規則

制 定 令和3.5.31 規程 154

(趣旨等)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により、公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）に勤務する者のうち、大阪府立大学工業高等専門学校に勤務する有期職務限定職員の就業に関して必要な事項を定めるものとする。

2 この規則の定めのない事項については、労基法その他の法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、「有期職務限定職員」とは、大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則第3条第3項第3号に規定する職務限定職員のうち、期間の定めのある労働契約により雇用される者をいう。

(採用)

第3条 有期職務限定職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

(任期)

第4条 有期職務限定職員の任期は、一の会計年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の初日から末日までの1年とする。ただし、一の会計年度の途中で採用された者の任期は、有期職務限定職員として採用された日の属する年度の次の年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、休業、休職等となった有期職務限定職員その他これに準じる者の任期については、延長することがある。

(試用期間)

第5条 有期職務限定職員として採用された日から3月間は、試用期間とする。ただし、特に認めたときは、試用期間を短縮し、又は設けないことがある。

2 本法人は、試用期間中の有期職務限定職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、3月以内の期限を限って試用期間を延長することができる。

(1) 試用期間の開始後3月間において実際に勤務した日数が45日に満たない場合

(2) 本採用となるための能力が著しく不十分であると認められる場合

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

(休職の期間)

第6条 休職の期間は、任期を超えない範囲で、必要に応じた期間を定める。

(退職)

第7条 有期職務限定職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職とし、有期職務限定職員としての身分を失う。

- (1) 退職を申し出て、本法人から承認されたとき
- (2) 任期が満了したとき
- (3) 休職期間が満了し、その休職事由がなお消滅しないとき
- (4) 死亡したとき

(解雇)

第8条 有期職務限定職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

- (1) 勤務成績が著しく不良の場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) その他職務を遂行するための適格性を欠く場合
- (4) 試用期間中又は試用期間満了時までには有期職務限定職員として不適格であると認められた場合
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (6) 第40条に定める懲戒事由に該当する場合
- (7) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
- (8) 経営上又は業務上やむを得ない事由による場合

(職務限定職員就業規則の適用)

第9条 有期職務限定職員については、この規則に定めるもののほか、大阪府立大学工業高等専門学校職務限定職員就業規則（第1条から第3条まで、第12条、第16条及び第18条から第20条までを除く。）を適用する。ただし、試用期間中の有期職務限定職員には、大阪府立大学工業高等専門学校職務限定職員就業規則第11条の規定は適用しない。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。